

令和 7 年度当初予算 令和 6 年度補正予算 の概要

農 林 水 産 省

畜産局

令和 6 年 1 2 月

1. 畜産・酪農の生産基盤の強化

- (1) 畜産クラスター事業等 ☆ 1
- (2) 和牛肉需要拡大緊急対策 ☆ 2
- (3) 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策 ☆ . . . 3
- (4) 畜産生産力・生産体制強化対策事業 4
- (5) 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 ☆ 5
- (6) 畜産・酪農における環境負荷低減等の取組の推進
 - 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 . . 6
 - 農山漁村地域整備交付金のうち
畜産環境総合整備事業＜公共＞ . . 7
 - 持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進事業 . 8
 - 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業（畜産関係） 9

- (7) 家畜・食肉等の流通体制の強化
 - 家畜・食肉等の流通体制の強化 10
 - ① 食肉流通再編合理化推進事業等 11
 - ② 輸出食肉処理施設機能高度化事業 12
 - ③ 家畜流通基盤強化推進支援事業 13
 - 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 ☆ . . . 14
 - ①食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業等 ☆ . . 15
 - ②家畜市場再編整備支援事業 ☆ 16
 - ③肉骨粉利用促進事業 ☆ 17
 - 強い農業づくり総合支援交付金 18,19
(食肉、乳業等の流通合理化に向けた施設整備への支援)
 - 国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策 ☆ 20
- (8) 加工施設再編等緊急対策事業 21
- (9) 養蜂支援対策 22
- (参考) 肉用牛緊急特別対策 23

※ ☆は補正予算で措置した施策

2. 生産資材の確保・安定供給

(1) 肥料の国産化・安定供給確保対策

- うち国内肥料資源利用拡大対策事業☆ 24

(2) 国産飼料の生産・利用拡大

- 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援
(再掲) 6
- 国産飼料生産・利用拡大緊急対策☆ 25
- 飼料備蓄・増産流通合理化事業 26
- 草地関連基盤整備<公共> 27
- TPP等関連農業農村整備対策<公共> 28

3. 輸出産地の形成・供給体制の強化

(1) 輸出産地・事業者の育成・展開

- 家畜・食肉等の流通体制の強化(再掲) . . . 12
 - ① 食肉流通再編合理化推進事業等(再掲) . . 13
 - ② 輸出食肉処理施設機能高度化事業(再掲) . 14
 - ③ 家畜流通基盤強化推進支援事業(再掲) . . 15
- 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業(再掲) ☆
 - ①食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業等
(再掲) ☆ . . . 17
 - ②家畜市場再編整備支援事業(再掲) ☆ . . . 18
 - ③肉骨粉利用促進事業(再掲) ☆ 19
- 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業☆ . . 29
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業☆ . . 30

4. 経営安定対策の充実

(1) 畜産・酪農経営安定対策 31

- 酪農経営安定対策 32
- 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策 33
- 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策 34

※ ☆は補正予算で措置した施策

○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

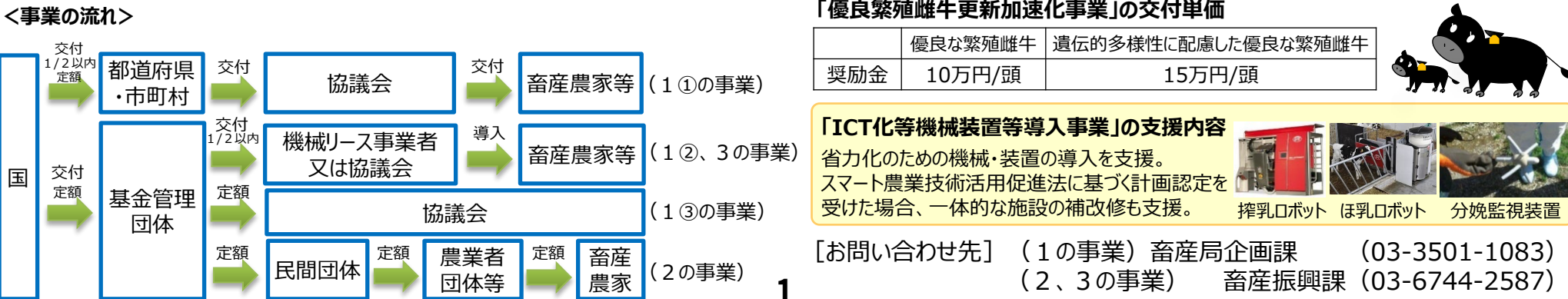
【令和6年度補正予算額（所要額）37,099百万円】

＜対策のポイント＞
畜産クラスター計画を策定した地域に対し、**地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援**します。また、**新規就農者を優先的に支援**します。加えて、**優良な若い繁殖雌牛への更新の加速化や、酪農・肉用牛経営の省力化に資するICT関連機械の導入**を支援します。

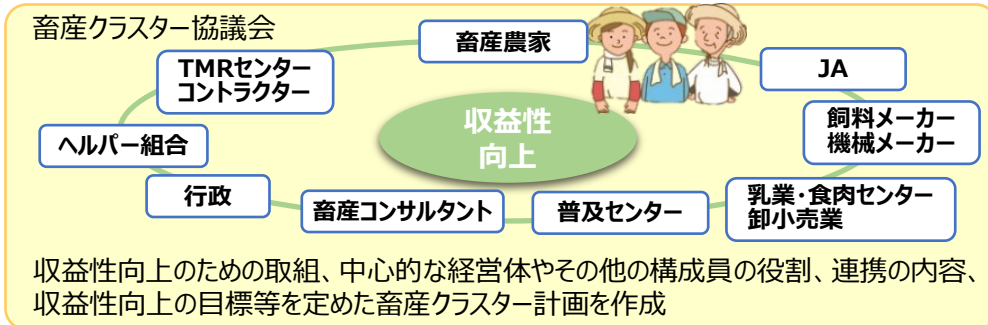
＜政策目標＞（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）
○ 牛肉の生産量の増加（33（48）万t〔平成30年度〕→40（57）万t〔令和12年度まで〕（ ）は枝肉換算 ）※
○ 飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕） 等

＜事業の内容＞

- 1. 畜産クラスター事業** (所要額) 31,900百万円
- ① 施設整備事業
中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。
 - ② 機械導入事業
中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。
 - ③ 調査・実証・推進事業
収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また、事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。
- 2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業** (所要額) 4,600百万円
高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援します。
- 3. ICT化等機械装置等導入事業** (所要額) 599百万円
畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械を導入する取組を支援します。



＜事業イメージ＞



- 「畜産クラスター事業」の主な見直し内容
- 増頭要件を廃止し、**費用削減等に向けた1頭当たりの生産効率の改善を要件化**
 - 成果目標の選択肢のうち販売額の増を**1頭当たりの販売額の増に見直し**
 - **単年度の補助上限額を5億円に設定**
 - **2年間までの事業計画を申請可**

「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

「ICT化等機械装置等導入事業」の支援内容

省力化のための機械・装置の導入を支援。
スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援。

搾乳ロボット ほ乳ロボット 分娩監視装置

【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3501-1083)
(2、3の事業) 畜産振興課 (03-6744-2587)

＜対策のポイント＞
物価高騰に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、和牛肉の需要が軟調に推移していることから、緊急的かつ強力に和牛肉の需要を喚起し、需給状況を改善する必要があるため、和牛肉の販売促進、インバウンド等向け需要拡大の取組等を支援します。

＜事業目標＞（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末日途に改訂予定）
牛肉生産量：33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 和牛肉の販売促進への支援
和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者が行う和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援します。

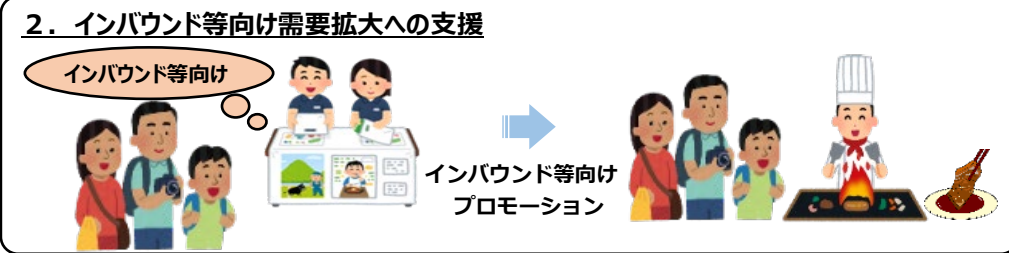
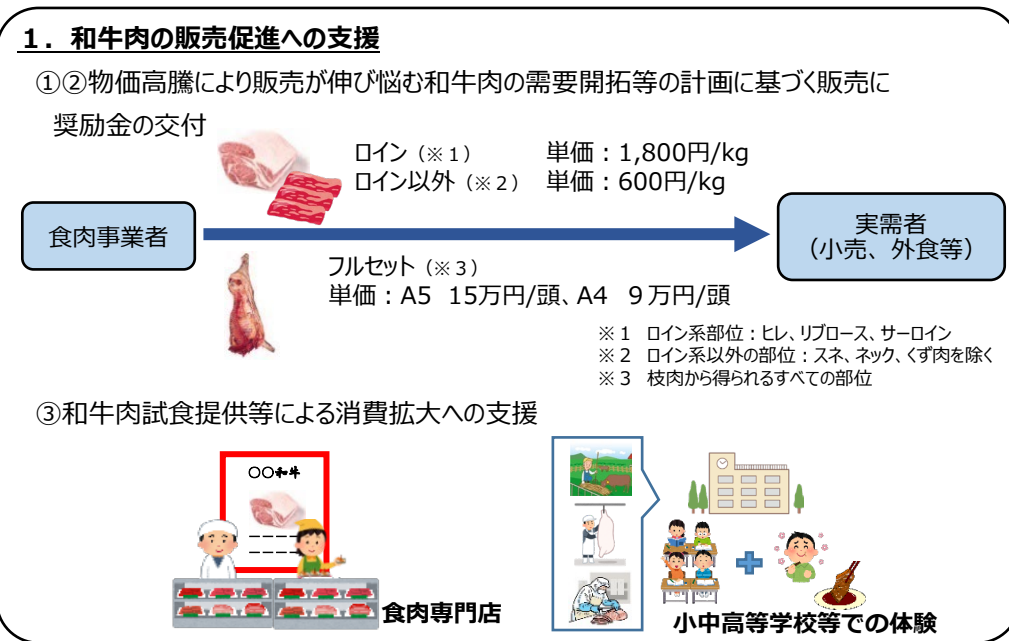
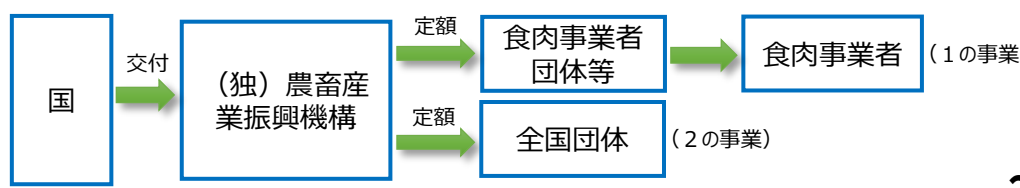
①和牛肉の販売奨励
物価高騰による消費減退の影響を受けている和牛肉のロイン系部位及びロイン系以外の部位の新規需要開拓等の取組を支援します。

②フルセットでの販売奨励
和牛肉をフルセットで販売し、消費者に対し多様な和牛肉の提供を行う取組を支援します。

③和牛肉試食提供等による消費拡大
和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、一般消費者、小中高等学校等に対して食肉事業者等が行う、和牛肉の試食提供等の取組を支援します。

2. インバウンド等向け需要拡大への支援
インバウンド等が和牛肉を日本国内外で喫食する機会を増加させるため、レストラン等へのアクセスを容易にするプラットフォーム整備やプロモーション等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



○ 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業

【令和6年度補正予算額（所要額）10,300百万円】

<対策のポイント>

生乳需給及び酪農経営の安定を図るため、牛乳乳製品の需要拡大、国産チーズの生産奨励・生産性向上及び脱脂粉乳の在庫低減に係る民間の取組を支援します。

<事業目標>

- 国産生乳のチーズ向け需要量の増加（40.3万t〔令和元年度実績〕）※
 - 牛乳乳製品の消費量の増加（生乳換算1,241万t〔令和元年度実績〕）※
- （※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

<事業の内容>

1. 国産牛乳乳製品の需要拡大等事業

国産牛乳乳製品の需要拡大に向けた販路拡大への支援、国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発・製造・販売への取組を支援します。

2. 国産チーズの生産奨励に対する事業

酪農家が、実需者の求める高い品質を確保するため、飼養管理や乳質管理の高度化等に取り組む費用の一部を支援するとともに、特色あるチーズ生産や輸出の取組、国産チーズ向け生乳の販売拡大等の取組を支援します。

3. チーズ工房・中小乳業等の生産性向上・ブランド化等に対する支援

輸出向けチーズ生産も視野にチーズ工房、中小乳業等におけるチーズの生産力強化に必要な施設整備を支援します。
また、国産チーズの国内コンテスト開催等により地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援します。

4. 生産者団体や乳業等が行う脱脂粉乳の在庫低減対策等

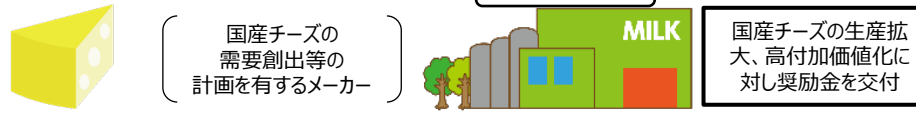
在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う、国産脱脂粉乳を飼料用として販売する取組等を支援します。

<事業イメージ>

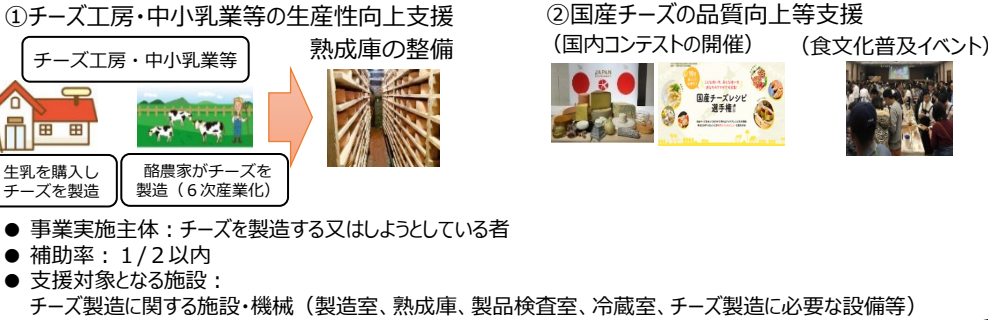
1.の事業



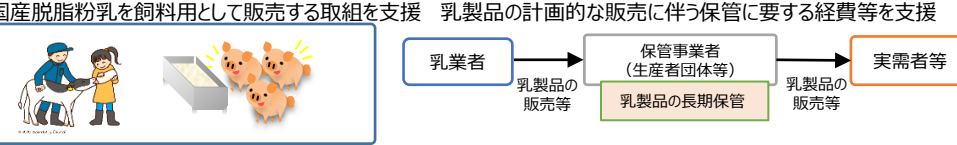
2. 国産チーズの生産奨励への支援



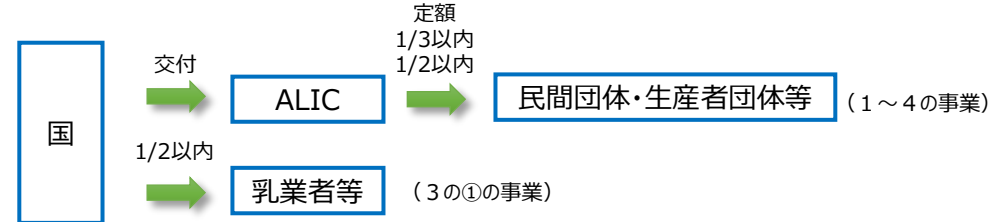
3. チーズ工房・中小乳業等の生産性向上・ブランド化等への支援



4.の事業



<事業の流れ>



○ 畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和7年度予算概算決定額 774（778）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や牛個体識別番号と関連する生産情報等を集約・活用する体制整備を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

- 生乳生産量：728万t→780万t ※ ○ 牛肉生産量：33万t→40万t ※ ○ 豚肉生産量：90万t→92万t
- 鶏肉生産量：160万t→170万t ○ 鶏卵生産量：263万t→264万t

<事業の内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

2. 畜産情報活用強化対策

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。

3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

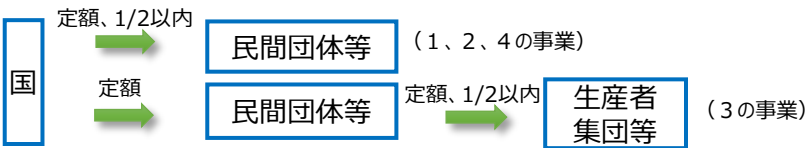
肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、

- ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
- ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組を支援します。

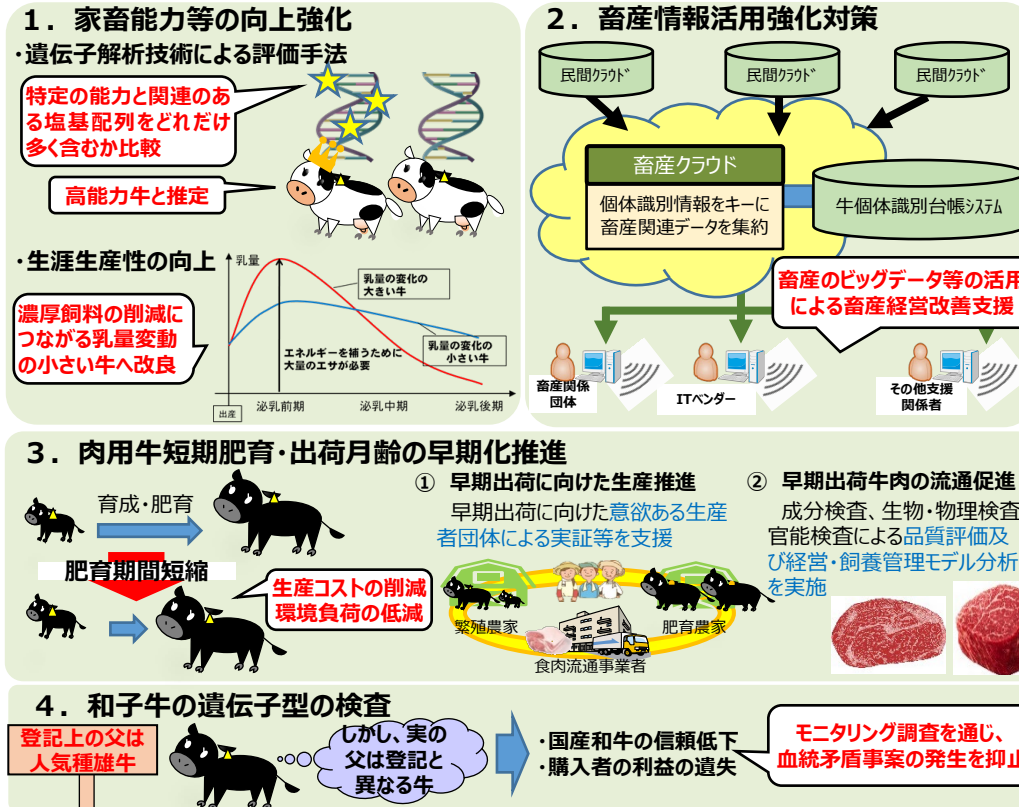
4. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1、3①、4の事業）畜産局畜産振興課（03-6744-2587）
（2の事業）畜産振興課（03-3501-3777）
（3②の事業）食肉鶏卵課（03-3502-5989）

○ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 5,000百万円】

＜対策のポイント＞

乳牛育成・導入費、飼料費等のコストや環境負荷の低減に資する持続的な酪農経営への移行を推進するため、従来型の乳量偏重の乳用牛から、**長命連産性に重きを置いた強健な乳用牛による生産が図られるよう、牛群構成の転換や適切な飼養管理の普及促進の取組等を支援**します。

＜事業目標＞（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末日途に改訂予定）

生乳生産基盤の確保（728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の交配推進支援

長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又は受精卵等を利用する取組に対し、**奨励金を交付**します。

対象	奨励金単価
長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	6,000円以内/回
特に長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	9,000円以内/回

※人工授精等を行う乳用牛1頭につき、対象精液等の利用は2回まで

2. 乳用牛の飼養管理技術の向上に対する支援

長命連産性の向上に資する飼養管理技術の普及促進に向け、有識者による検討委員会の開催、パンフレットや動画等の作成・配布及び研修会の開催等の理解醸成を図る取組を支援します。

＜事業イメージ＞

長命連産性能力の高い乳用種雄牛の精液、受精卵等

飼養している乳用雌牛へ交配、移植

長命連産性に優れた乳用雌牛を生産

長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の交配推進

×

長命連産性の能力を最大限発揮するための飼養管理

能力 **DOWN**

飼養管理が不適切だと遺伝的能力はあってもパフォーマンスは低下

パンフレット、動画、講習会による理解醸成

能力 **MAX**

適切な飼養管理により長命連産性の能力を最大限発揮

牛群の長命連産性が向上

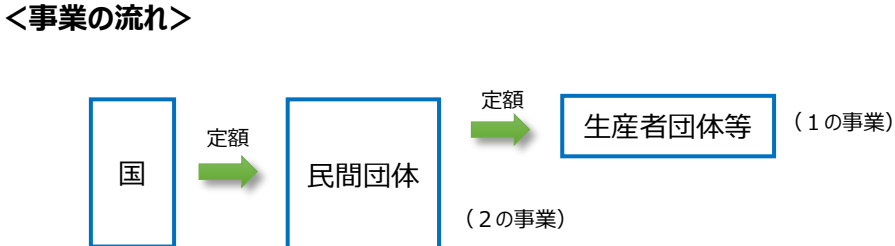
搾乳可能年数の延長

生涯の生乳生産量の増加

必要な乳用後継牛の頭数の減少

持続的かつ収益性の高い酪農経営への移行

【お問い合わせ先】 畜産局畜産振興課（03-6744-2587）



○ 飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援

【令和7年度予算概算決定額 5,581（－）百万円】

<対策のポイント>
輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

<事業目標>
飼料自給率（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 酪農・肉用牛経営者等の連携により良質な飼料生産を最大化

高栄養の草種の導入や適切な草地更新等により、地域で作付けする飼料の栄養収量を増加させる飼料生産計画（5か年）を作成、実施する取組を支援します。

- ① **対象者**
酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体
- ② **支援内容**
飼料生産計画に基づき、酪農・肉用牛経営者等が行う飼料の栄養収量を増加させる取組を支援

2. 有機飼料の生産支援

有機飼料の生産を支援します。

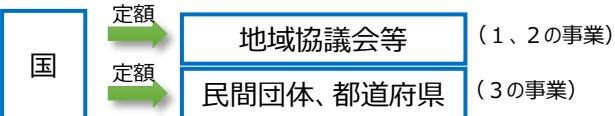
- ① **対象者**
酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体
- ② **支援内容**
酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援※
※（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定者であることが要件
※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません



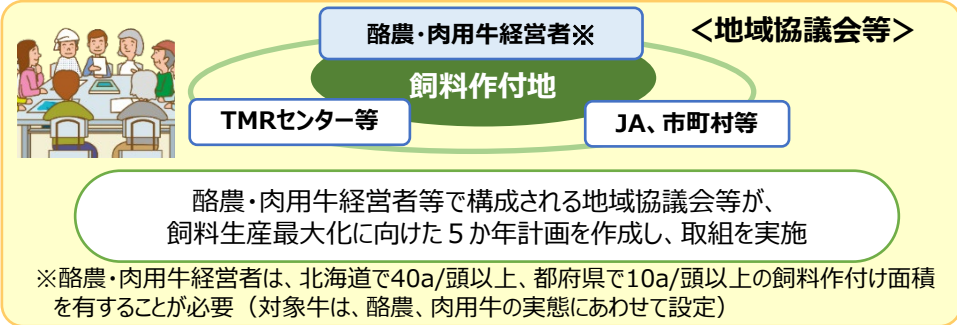
3. 飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援推進

1、2の事業の実施のための推進活動、要件確認等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



主な取組内容	
1)	栄養収量の高い草種等への変更
2)	早晩品種の組合せ・マルチ栽培
3)	マメ科等の混播・追播
4)	二毛作又は二期作の導入
5)	良質な二番草・三番草の生産
6)	適切な草地更新による地力の改善
7)	集約放牧による牧草生産性向上



<交付金単価>

1の事業	15,000円/ha以内
2の事業	青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内、牧草 15,000円/ha以内

注1) 1と2の事業の重複交付は不可、2の事業は同じ作付地への交付期間は最大3年間
注2) 作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付
【係数】150ha～300haの部分：1ha×2.0、300ha超の部分：1ha×2.8
注3) 肉用牛経営については、1経営体当たりの交付面積は10ha以内

【お問い合わせ先】 畜産局企画課（03-3502-0874）

○ 農山漁村地域整備交付金のうち
畜産環境総合整備事業<公共>

【令和7年度予算概算決定額 76,249 (76,999) 百万円の内数】

<対策のポイント>

畜産環境問題の解決や畜産経営の合理化を促進するため、**家畜排せつ物処理施設の機能強化等**を支援します。

<事業目標>

[平成30年度→令和12年度まで] (※目標は略肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定)

- 生乳生産量：728万トン→780万トン※
- 牛肉生産量：33万トン→40万トン※
- 豚肉生産量：90万トン→92万トン
- 鶏肉生産量：160万トン→170万トン
- 鶏卵生産量：263万トン→264万トン
- 飼料自給率：25%→34%

<事業の内容>

農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業）

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、**家畜排せつ物処理施設の機能強化等**を支援します。

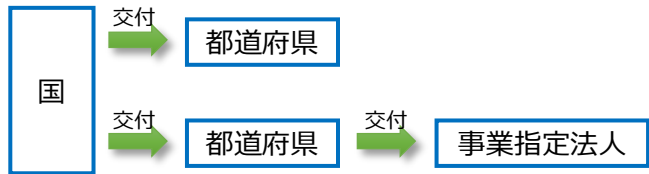
【主な事業内容】

草地、家畜排せつ物処理施設、水質汚染防止施設等の計画・整備
※対象とする施設は事業参加農家が共同利用するもの（市町村・農協
所有を含む）

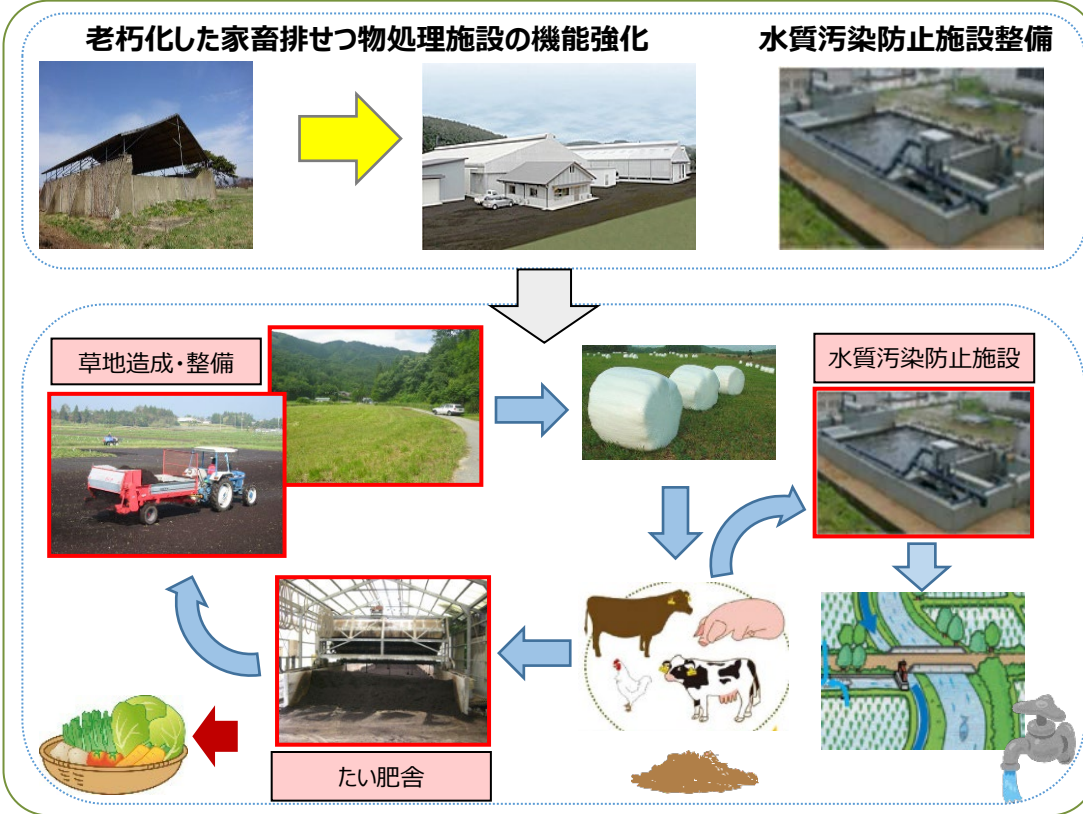
【主な実施要件】

- ①事業参加者数：3人以上
- ②受益面積：10ha以上
- ③家畜飼養頭羽数（肥育豚換算）：1,000頭以上

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞
畜産物の一層の輸出拡大を図るため、生産現場におけるアニマルウェルフェア（AW）の取組を国際水準に引き上げ、AWに配慮した飼養管理の更なる普及・定着を推進するとともに、輸出先国で食品安全等の問題が検出された場合の全面輸入禁止を回避するための速やかな原因究明を可能とする体制を整備することとし、生産工程管理のトレースが条件となっている畜産GAPを普及拡大させる取組に支援します。

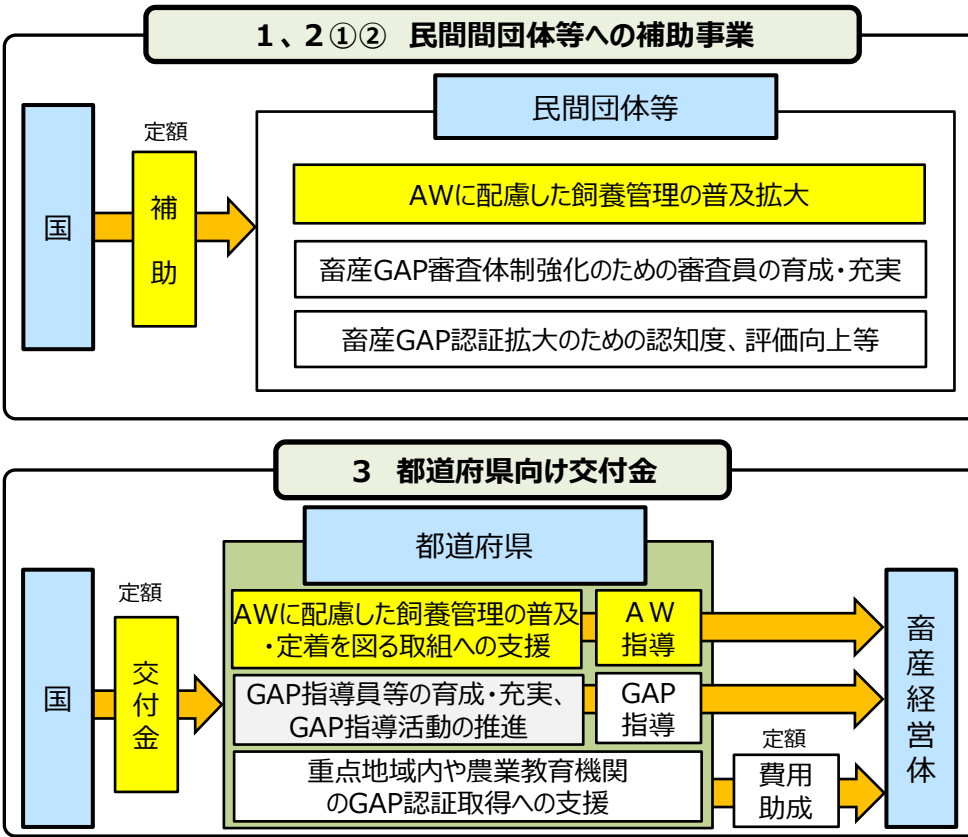
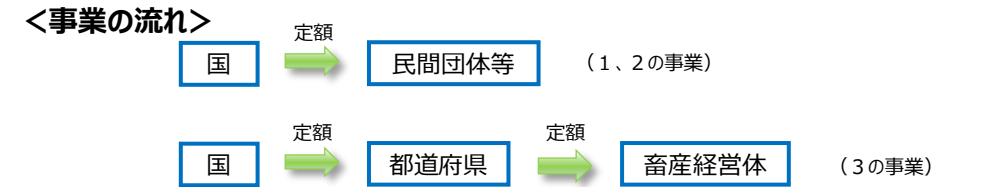
＜事業目標＞
AWに配慮した飼養管理の普及・定着を通じた国産畜産物に対する評価の向上

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進
国のAWに配慮した飼養管理指針（畜産局長通知）の普及・定着を推進するため、生産現場における取組状況に関する調査の結果を踏まえた「**実施が推奨される事項**」の達成目標年の設定等の検討や科学的知見の収集及び広報コンテンツの充実等のAWに配慮した飼養管理の改善に向けた取組を支援します。
2. アニマルウェルフェア強化型畜産GAP認証取得推進
① 畜産GAP認証審査支援
畜産GAPの認証取得拡大を図るため、**家畜防疫強化の観点等から審査体制を強化するための審査員の増員等に必要な取組**を支援します。
② 畜産GAP認証拡大支援
国内の実需者等に対する**GAP畜産物のニーズ調査、認知度向上のための検討会、我が国の畜産物の輸出拡大のため、相手国が求めるAWの認証の準備を進めるための調査・検討等に必要な取組**を支援します。

3. 持続可能性配慮型畜産推進交付金
生産者等を対象としたAWの理解醸成のための研修会、飼養管理の普及・定着を図るための現地指導、畜産GAPの取組や認証取得を加速的に進展させるための指導員の育成及び重点地域や農業教育機関の畜産GAP認証取得など都道府県の取組に対し、交付金により機動的に支援します。



○ 東日本大震災からの復興対策

(内閣府復興庁計上)

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業（畜産関係）【令和7年度予算概算決定額 15（65）百万円の内数】

<対策のポイント>

岩手県、宮城県及び栃木県における原発事故からの農業生産の復興に向け、安全な農畜産物を生産できる環境の確保等を図るための取組を支援します。

<事業目標>

安全な農畜産物の生産のため、放射性物質の影響を抑え持続的に営農活動を行うこと。

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 放射性物質の吸収抑制対策 農地に蓄積した放射性物質の農畜産物への移行低減を目的とした、加里質肥料の施用、低吸収品目・品種等への転換に必要な取組、農地の反転・深耕等の取組を支援します。 2. 放射性物質汚染牧草等の処理 保管されている放射性物質に汚染された牧草、稲わら等の処理を推進するため、処理に向けた検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援します。 <事業の流れ> 国 → 交付（定額） → 県 → 定額 → 農業者の組織する団体等	【放射性物質の吸収抑制対策】 （農地に蓄積した放射性物質の農畜産物への移行の低減を目的として行う農畜産物の吸収抑制対策 ①加里質肥料の施用 ②放射性セシウム低吸収品目・品種等への転換に必要な取組 ③表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転・深耕することにより農畜産物への放射性物質の移行の低減を図る取組 ④上記の①～③の取組の事前に行う土壌診断や取組後の効果検証を行うための土壌・農畜産物の分析及び吸収抑制対策を実施しない比較ほ場の設置による取組の効果検証 【放射性物質汚染牧草等の処理】 指定廃棄物以外の保管されている放射性物質に汚染された牧草、稲わら等の処理を推進 ①保管汚染牧草等の処理に向けた検討会等の開催 ②保管汚染牧草等の放射性セシウム濃度の再測定 ③保管汚染牧草等の適正保管の維持

○ 家畜・食肉等の流通体制の強化

【令和7年度予算概算決定額 1,242 (2,415) 百万円】
（令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数）

<対策のポイント>
食肉等の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、食肉処理施設の再編合理化や機能高度化、家畜市場の再編や家畜取引の高度化に必要な取組や整備等を支援します。

<政策目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食肉等の流通体制の強化

①食肉流通再編合理化推進事業
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる、食肉の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定等を支援します。

②食肉流通再編合理化施設整備事業
コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

③輸出食肉処理施設機能高度化事業
輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。

④食肉需給動向分析調査委託事業
畜産物の国内安定供給や輸出拡大等を見据え、将来的な国内外の食肉需給構造の調査等を実施します。

2. 家畜の流通体制の強化

家畜流通基盤強化推進支援事業
家畜市場の上場頭数の確保等による取引の活性化及び取引データのフィードバックによる優良な家畜生産の促進を図るため、合併する家畜市場が行う設備等の導入や更新、家畜市場における家畜取引機能の強化等を支援します。

<事業の流れ>

これらの取組を通じて、家畜・食肉等の流通構造の高度化と輸出拡大を図る。

食肉流通再編合理化推進事業等

【令和7年度予算概算決定額 1,242（2,415）百万円の内数】

<対策のポイント>

食肉流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる食肉処理施設の再編整備等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食肉流通再編合理化推進事業

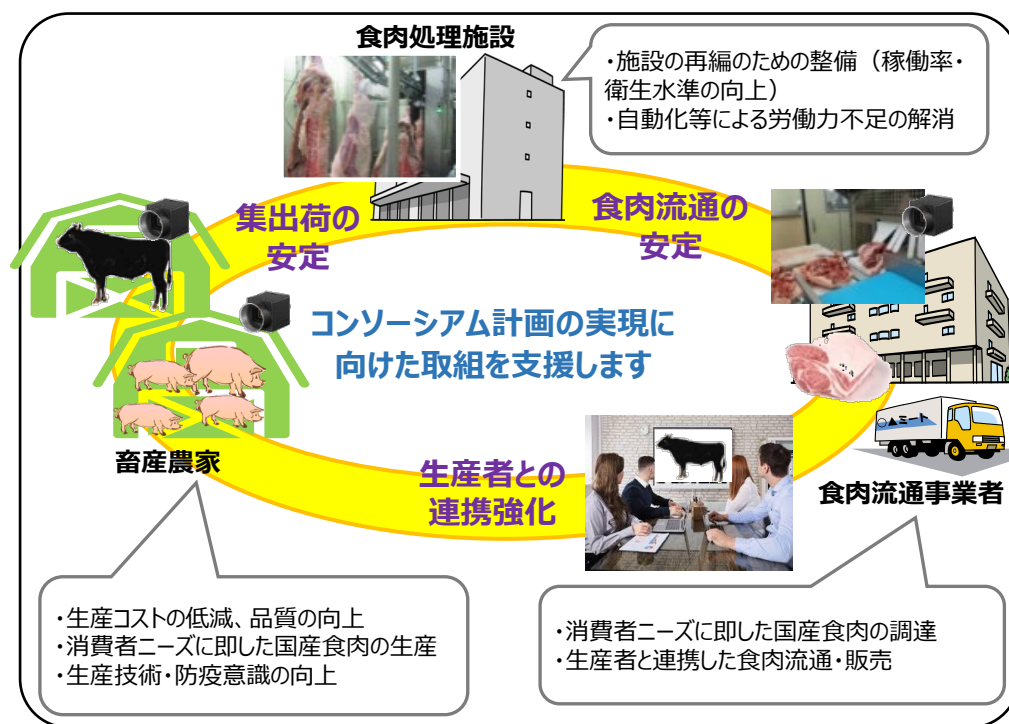
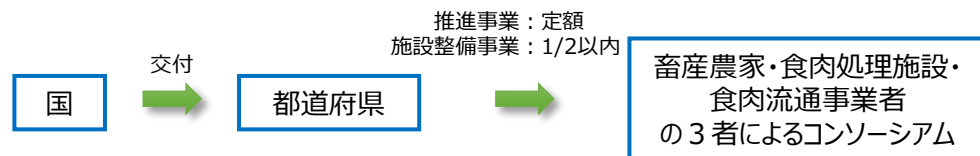
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者でコンソーシアムを組織し、食肉処理施設の再編のための施設整備、家畜の安定的な集出荷、食肉の消費者ニーズの反映等により、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

※ コンソーシアム計画：安定的出荷・処理・販売計画、輸出拡大計画、消費者ニーズを反映する生産体制推進計画等を含む、国産食肉の生産・流通体制を高度化するための計画。

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



食肉流通構造の高度化・輸出の拡大

輸出食肉処理施設機能高度化事業

【令和7年度予算概算決定額 1,242（2,415）百万円の内数】

<対策のポイント>

輸出に取り組む食肉処理施設等における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限取り込める体制を構築するため、①高度な加工処理に対応した施設・設備の整備、②労働力不足を補完する省力化設備の整備、③輸出認定施設外の食肉加工施設の整備、④国内向け加工機能の外部移転の取組を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 高度な加工処理に対応した施設・設備の整備支援

多様化するニーズに対応するため、輸出に取り組む食肉処理施設等における、高度な加工処理に対応した施設・設備の整備を支援します。

<1の支援>



小割加工、スライス加工等



多様な
輸出ニーズに対応

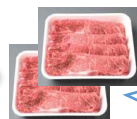
2. 省力化設備の整備支援

労働力不足を補完し、高度な食肉処理機能の強化を図るため、輸出に取り組む食肉処理施設における省力化設備の整備を支援します。

<2の支援>



省力化機械を導入



労働力不足
を補完

3. 輸出認定施設外の食肉加工施設の整備

輸出量を増加させるため、輸出に取り組む食肉処理施設外において、輸出向けの部分肉、精肉加工を行う施設・設備の整備を支援します。

<3の支援>



外部化で
輸出向け加工
を増加

輸出

4. 国内向け加工機能の外部移転の取組支援

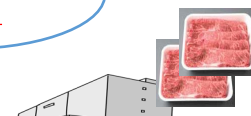
輸出に取り組む食肉処理施設における輸出量を増加させるため、国内向けの部分肉、精肉加工を行う外部の施設・設備の整備を支援します。

<4の支援>



輸出向け加工
に注力

国内向けの一部を分離



消費地で
国内向けを加工

食肉処理機能の強化と輸出拡大

<事業の流れ>



家畜流通基盤強化推進支援事業

【令和7年度予算概算決定額 1,242（2,415）百万円の内数】

<対策のポイント>

家畜流通において重要な役割を果たしている家畜市場について、出荷頭数や購買者の増加等を図り市場取引を活性化するため、家畜市場の合併に必要な既存施設における家畜市場機能の持続化等を支援するとともに、取引データ（血統、体格、給与飼料等）の生産現場へのフィードバックによる優良な肉用牛の生産を促進するため、市場の機能強化を支援します。

<事業目標>

- 家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化
- 高資質和子牛の取引頭数の増加

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜市場の再編における機能持続化の支援

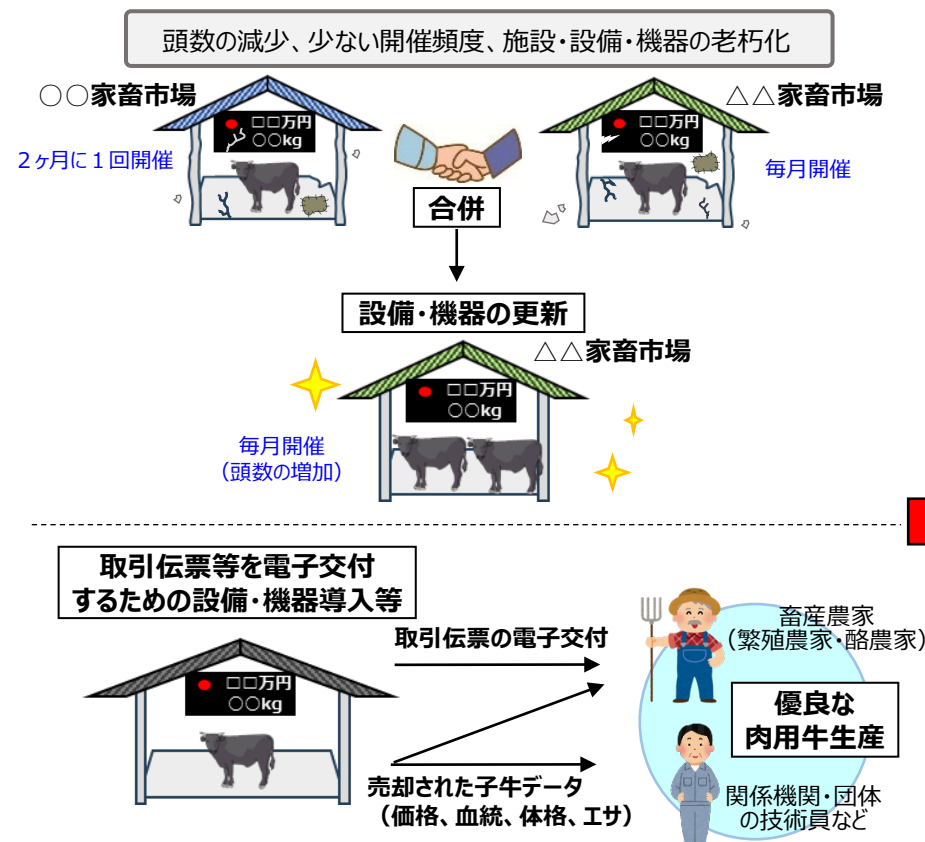
家畜市場が合併し、既存施設を合併後も活用する場合に、家畜市場機能を維持・持続化するための設備・機器の更新等を支援します。

2. 家畜取引機能の強化の支援

家畜市場の取引伝票の電子交付や取引データ（血統、体格、給与飼料等）の生産現場へのフィードバックにより、利用者の利便性向上と優良な肉用牛の生産の促進を図る取組を支援します。

例：電子帳票システム、取引情報データベース・分析システム 等

<事業の流れ>



家畜市場の活性化・肉用牛産地の育成

【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

＜対策のポイント＞
国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を図るため、食肉処理施設等の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備、基幹となる食肉処理施設及び乳製品加工施設の合理化・高度化、家畜市場の再編等を支援します。

＜政策目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の全体像＞

1. 食肉等の流通体制の強化

①食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催、食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

②食肉処理基幹施設整備事業

都道府県を中心としたコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催、稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設として都道府県が計画で定める食肉処理施設の合理化等を支援します。

③輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援します。

④生乳需給調整基幹施設整備事業

生産者・乳業者等で組織するコンソーシアムによる計画の策定や、これに基づく広域の生乳需給調整機能を果たす乳製品加工基幹施設（高次加工を含む）の高度化等を支援します。

2. 家畜の流通体制の強化

家畜市場再編整備支援事業

再編する家畜市場に対して、合併に必要な施設の整備、設備・機器の導入を支援します。

3. 肉骨粉の流通体制の強化

肉骨粉利用促進事業

鶏・豚の飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

＜事業の流れ＞

```
graph LR; A[国] -- 交付 --> B[都道府県]; B -- "定額、1/2以内" --> C[コンソーシアム]; B -- "1/2以内" --> D[食肉処理施設等]; B -- "1/2以内" --> E[生産者団体等]; B -- "1/2以内" --> F[レンダリング施設];
```

〔お問い合わせ先〕 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

○食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 等

【令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数】

＜対策のポイント＞
国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者等で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備、都道府県を中心としたコンソーシアムが取り組む基幹となる食肉処理施設の合理化等を支援します。

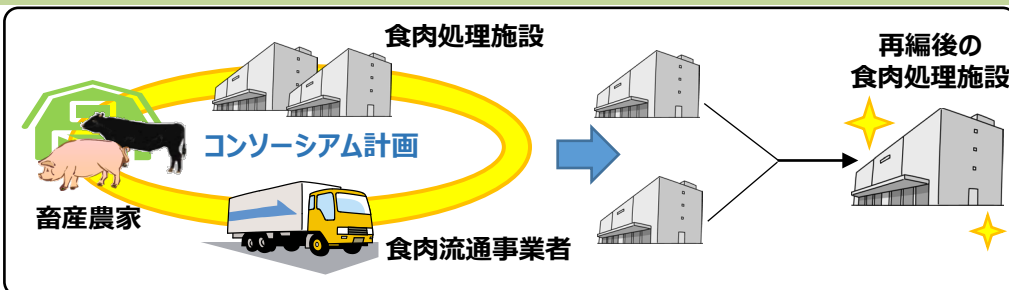
＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

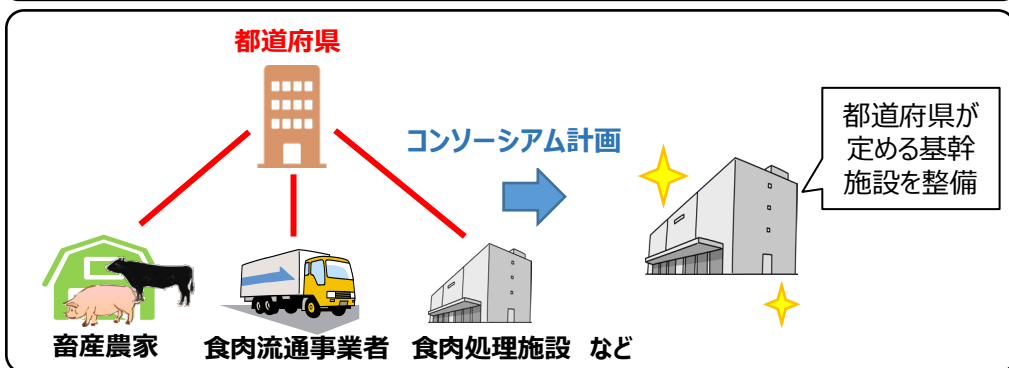
1. 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

- ① 食肉流通再編合理化推進事業
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催を支援します。
- ② 食肉流通再編合理化施設整備事業
コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援します。



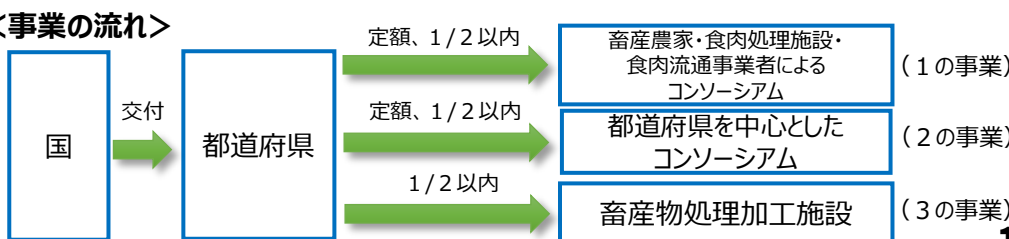
2. 食肉処理基幹施設整備事業【新規】

- ① 食肉処理基幹施設整備推進事業
都道府県を中心としたコンソーシアムによる計画策定やその実現に向けた協議会等の開催を支援します。
- ② 食肉処理基幹施設整備事業
稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設として都道府県が計画で定める食肉処理施設の合理化等を支援します。



3. 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の整備を支援します。



輸出対応型畜産物処理加工施設の整備を支援

米国、EU等は高い衛生水準（HACCP対応）を要求

○ 家畜市場再編整備支援事業

【令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数】

<対策のポイント>

家畜流通において重要な役割を果たしている家畜市場について、出荷頭数や購買者の増加等を図り市場取引を活性化するため、家畜市場の合併に必要な施設整備等を支援します。

<事業目標>

- 家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化
- 高資質和子牛の取引頭数の増加

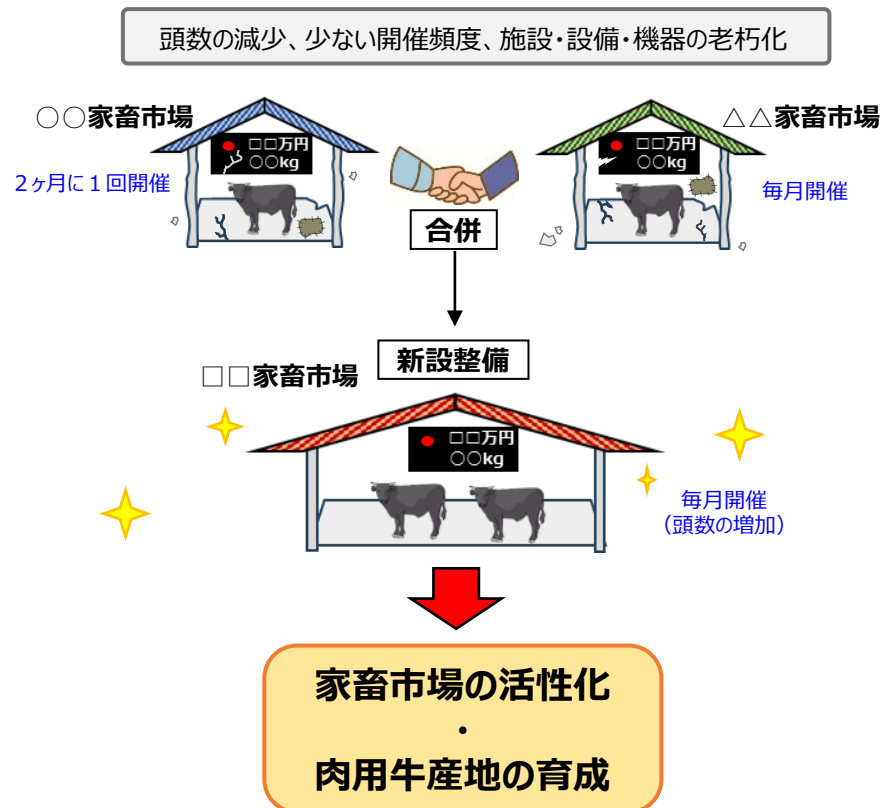
<事業の内容>

<事業イメージ>

家畜市場の再編における施設整備・機械導入の支援

肉用牛等の流通において重要な役割を担う家畜市場が、生産者戸数の減少に伴う上場頭数の減少、地理的条件の悪さや施設の老朽化等に対応するために合併を行う場合、頭数の増加等に対応するために必要な施設整備、機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



○ 肉骨粉利用促進事業

【令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数】

<対策のポイント>

鶏・豚用飼料への利用が再開された牛肉骨粉について、レンダリング業者が処分から販売に転換する取組を促進するため、鶏・豚用飼料の原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

<事業目標>

- 国内未利用資源の有効活用

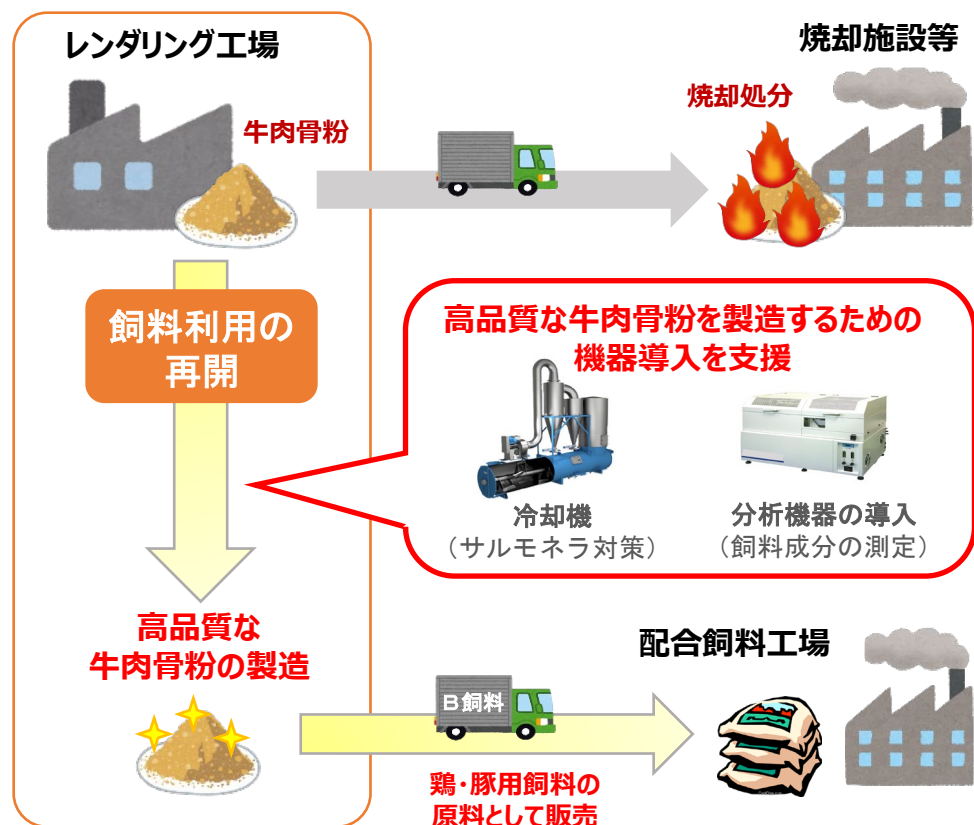
<事業の内容>

<事業イメージ>

レンダリング施設における機械導入の支援

牛肉骨粉が鶏・豚用飼料に利用可能となったことを受け、食肉の生産過程で発生する畜産残さを原料として牛肉骨粉を製造するレンダリング業者が、鶏・豚用飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



○ 家畜・食肉等の流通合理化に向けた施設整備への支援

【令和7年度予算概算決定額 11,952（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、**家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた畜産物処理加工施設等の整備を支援**します。

<政策目標>（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産努力目標の達成

- 牛肉生産量（33万トン〔平成30年度〕→ 40万トン〔令和12年度まで〕）※
- 豚肉生産量（90万トン〔平成30年度〕→ 92万トン〔令和12年度まで〕）※
- 鶏肉生産量（160万トン〔平成30年度〕→ 170万トン〔令和12年度まで〕）
- 鶏卵生産量（263万トン〔平成30年度〕→ 264万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

産地競争力の強化

安全で高品質な**国産食肉等の供給体制を構築**するため、**流通・処理コストの低減**や**製品の高付加価値化等に必要な畜産物処理加工施設等の整備**を支援します。

補助率：都道府県への交付率は定額
事業実施主体への交付率は事業費の1/3以内等
（ハラル対応施設、アニマルウェルフェア対応施設、副産物等処理施設等は1/2以内）
上限額：20億円

<事業イメージ>

産地収益力強化

○産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場における処理の効率化等のための施設等の整備を支援します。

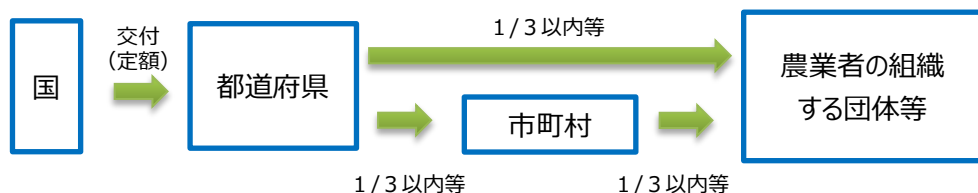
注：産地食肉センターと家畜市場については、都道府県の流通合理化計画に基づく整備計画の作成及び都道府県知事の承認が必要です。

産地合理化の促進

○食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場の再編合理化に向けた施設等の整備を支援します。

注：再編合理化計画等の作成が必要です。

<事業の流れ>

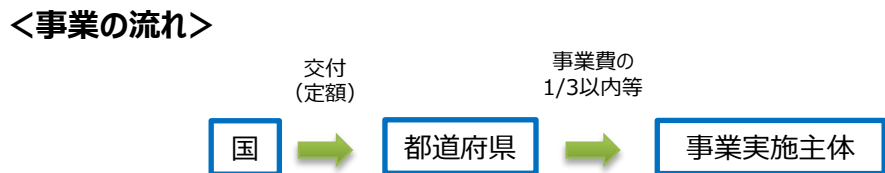


強い農業づくり総合支援交付金のうち
○乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援【令和7年度予算概算決定額 11,952（12,052）百万円の内数】

＜対策のポイント＞
国産畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、**生乳や牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化等に向けた取組を支援**します。

＜政策目標＞
生乳の生産量（728万トン〔平成30年度〕→780万トン〔令和12年度まで〕）※（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 効率的乳業施設整備 乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の新増設・廃棄等を支援します。 2. 集送乳合理化推進整備 集送乳の合理化による生乳流通コストの低減を図るため、既存の貯乳施設の廃棄を伴う大型貯乳施設の新増設を支援します。 3. 需給調整拠点施設整備 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整を図るため、余剰生乳処理等機能を有する拠点施設を支援します。 事業実施主体：農業者団体、事業協同組合、協議会等 補助率：1/2、1/3、1/4、1/5以内	1の事業に応募できるケース 3以上の工場の廃棄に伴う工場の新設 2以上の工場の廃棄に伴う工場の増設・移設 新増設等を伴わない単独での工場の廃棄 2の事業に応募できるケース 2以上の既存の貯乳施設の廃棄に伴う大型貯乳施設の新設 1以上の既存の貯乳施設の廃棄に伴う大型貯乳施設の増設 3の事業に応募できるケース 複数の都道府県で生産された生乳※にかかる特定乳製品（バター、脱脂粉乳等）の製造施設等の新増設 ※北海道、沖縄はこの限りでない。



<対策のポイント>

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<政策目標>

- 牛乳乳製品の消費量の増加〔令和12年度生乳換算1,302万トン〕※
- 牛乳乳製品の輸出環境の整備（720億円〔令和12年まで〕）※

（※目標は略肉近に記載。令和7年3月末日途に改訂予定）

<事業の内容>

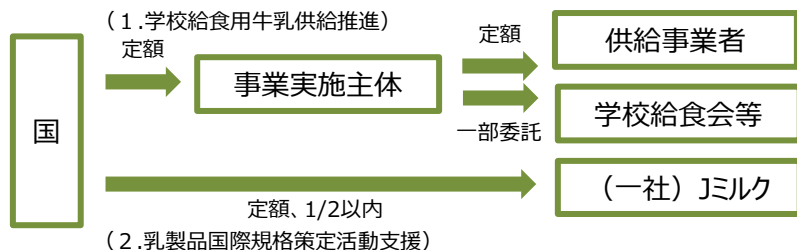
1. 学校給食用牛乳供給推進 550（550）百万円

- ① 学校給食用牛乳の安定的・効率的な供給等を推進するため、**学校給食用牛乳供給推進会議を開催し、事業実施計画の策定、配送の効率化に向けた取組、必要な調査等の実施を支援**します。
- ② 遠隔地、離島など**供給条件が不利な地域での学校給食用牛乳の利用を支援**します。
- ③ **小中学校等の学校給食への新規の牛乳供給を支援**します。

2. 乳製品国際規格策定活動支援 10（10）百万円

- 生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、**乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 学校給食用牛乳供給推進



学校給食用牛乳供給円滑化推進

- 実施計画の策定
- 関係者の理解醸成活動
- 配送効率化に向けた取組（隔日配送等）等の実施を支援



学校給食用牛乳安定需要確保対策

遠隔地、離島など供給条件が不利な地域（地域振興8法に基づく指定地域）を対象に輸送費等のかかりまし経費の一部を支援



学校給食用牛乳新規利用推進

学校給食への新規の牛乳供給に奨励金を交付（初年度限り）

2. 乳製品国際規格策定活動支援



乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動（我が国意見の取りまとめ、国際会合の出席等）を支援

＜対策のポイント＞

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、機能の高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 製糖・精製糖工場等の工場稼働率の向上（10%以上〔令和10年度まで〕）
- ばれいしょでん粉工場等の工場稼働率の向上（10%以上〔令和10年度まで〕）
- 製粉工場等の製造コストの削減（5%以上〔令和10年度まで〕）
- 乳製品生産量の増加（10%以上〔令和10年度まで〕）

＜事業の内容＞

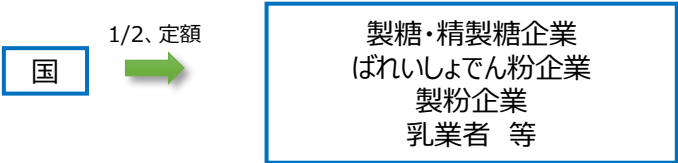
1. 農産物の競争力強化

- ① 製糖・精製糖工場等の再編合理化
コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む製糖・精製糖企業等が実施する工場の撤去や製造施設の高度化等を支援します。
- ② ばれいしょでん粉工場等の再編合理化
コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組むばれいしょでん粉製造企業等が実施する製造施設の体質強化等を支援します。
- ③ 製粉工場等の再編合理化
国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

2. 畜産物の競争力強化

乳業工場の機能強化
ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する、国内での需要が見込まれる品目（ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等）への製造ラインの転換を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備
（施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等）
- ② 需要が見込まれる製品への転換など、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備
（施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等）

支援対象者

- ① 再編合理化の取組
製糖・精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、製粉企業等
- ② 製造ラインの高度化等の取組
製糖・精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、製粉企業、乳業者等



精製糖工場



でん粉工場



製粉施設



乳業工場

【お問い合わせ先】（1 ①、②の事業）農産局地域作物課（03-6744-2116）
（1 ③の事業）貿易業務課（03-6744-1257）
（2の事業）畜産局牛乳乳製品課（03-6744-2128）

＜対策のポイント＞
養蜂振興のため、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜂群配置調整の適正化やダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入の取組を支援します。

- ＜事業目標＞
- 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
 - セイウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 蜂群配置調整適正化支援 ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組、耕蜂連携による蜜源植物の定着化に向けた実証を支援します。 ② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。また、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化した上で、蜂群数、気象等との相関を分析する取組を支援します。 2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援 ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します。また、特定外来生物であるセイウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します。 ② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。 3. 飼養衛生管理技術向上支援 ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。	養蜂等を取り巻く課題 ○ 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。 ○ 農業や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じて、十分な蜜源を確保することが困難。 ○ 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。 ○ 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。 ○ 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。 ○ ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。 ○ 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。 養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決 事業実施により目指す姿 ○ 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用 ○ 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化 ○ 養蜂家の所得増加と地域の活性化 ○ 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定
＜事業の流れ＞ 国 → 定額 → 協議会、民間団体等  【お問い合わせ先】（1、2②、3の事業）畜産局畜産振興課（03-3591-3656） （2①の事業）農産局園芸作物課（03-3593-6496）	

<対策のポイント>

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、**子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的な状況**にあることから、**和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援**することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

食肉処理施設の**老朽化・稼働率の低下**が課題となる中で、必要な設備等の整備を進めなければ、**我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれがある**ことから、施設にとって生命線となる**浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援**し、食肉流通の円滑化を図ります。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 和子牛産地基盤強化緊急特別対策

和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格（四半期ごとに算定）が**発動基準**を下回った場合、**優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて**、取組に応じて生産者に**1万円/頭（離島等は5万円/頭）**の奨励金を交付します。

【発動額】

ブロック別平均売買価格が発動基準を下回った場合に発動

品種区分※1	発動額	
	離島等以外	離島等※2
黒毛和種	1万円	5万円
褐毛和種		
その他肉専		

※1 自家保留牛も対象

※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

【取組メニュー】和子牛産地※で下の内容を含む基盤強化計画を作成。下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。

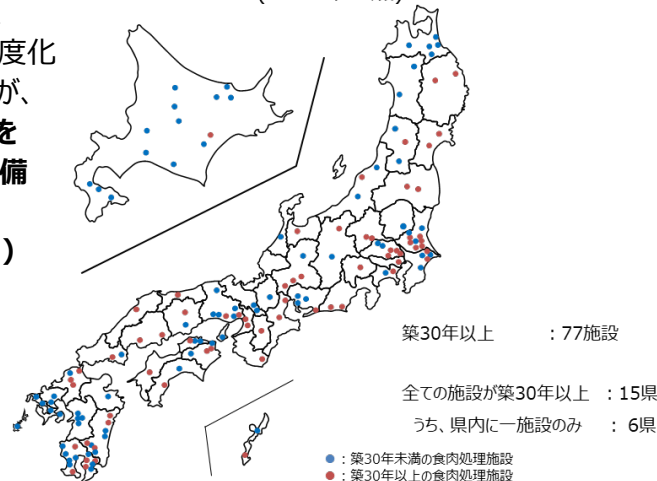
- ① 地域内自給飼料の生産・利用
- ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産
- ③ 需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）

※ 都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

2. 食肉処理高度化緊急特別対策

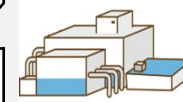
施設の老朽化に対応するため、再編以外の方法で食肉処理の高度化を行おうとする**2施設以上の施設が、集荷や販売等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援**します。
（1/2補助、補助上限3億円）

食肉処理施設の老朽化の現状
(2024年時点)



浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援

集荷・販売等に関する連携計画



<浄化槽>



<冷蔵設備>

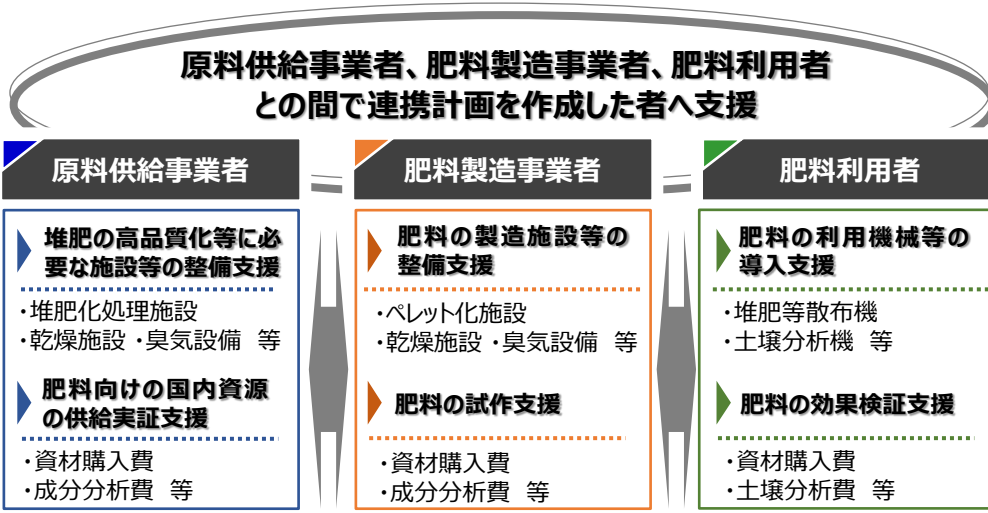
＜対策のポイント＞
肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合に実施する影響緩和対策に関する調査等を実施します。

＜事業目標＞
肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

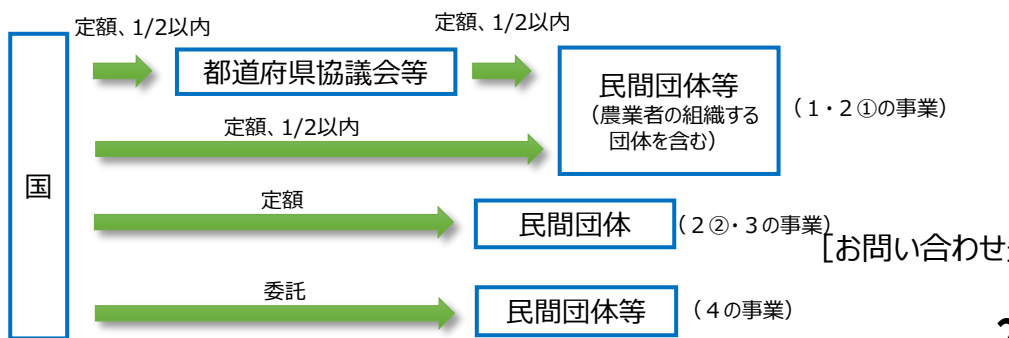
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1 施設整備等への支援
堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。
- 2 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援
 - ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
 - ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。
- 3 肥料価格急騰対策に関する調査
国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行います。
- 4 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査
 - ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。
 - ② 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。



＜事業の流れ＞



（お問い合わせ先）
（1、2、3、4の事業） 農産局技術普及課 （03-6744-2182）
（2①、4①の事業） 農業環境対策課 （03-3593-6495）
（1、2、4②の事業） 畜産局畜産振興課 （03-6744-7189）

○ 国産飼料生産・利用拡大緊急対策

【令和6年度補正予算額（所要額） 13,260百万円】

＜対策のポイント＞

輸入飼料への過度な依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、**飼料作物の生産・利用の地域モデル実証**、**飼料生産組織の体制強化**、**飼料作物の生産性向上**、**国産飼料の流通推進等**の取組を総合的に支援します。加えて、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産**に必要な施設整備や機械導入を支援する**優先枠**を措置するほか、**肉骨粉利用促進事業**において、**高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等**を支援します。

＜政策目標＞

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

- ① **飼料作物の生産・利用の地域モデル実証**
飼料生産組織を核に、地域ぐるみでの青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用のモデル実証を支援します。
- ② **飼料生産組織の体制強化支援**
飼料生産組織の機械導入等や作業規模を拡大する取組を支援します。
- ③ **飼料作物の生産性向上対策**
草地改良技術の実証、中山間地域での飼料増産活動の取組を支援します。
- ④ **国産飼料の流通推進対策**
国産飼料供給連携体制の構築による供給拡大や、流通体制の構築、国産稲わらや新飼料資源等の利用を拡大するための実証・調査等の取組を支援します。
- ⑤ **国産飼料流通拠点整備対策**
国産飼料の流通拡大に必要な保管施設等の整備を支援します。

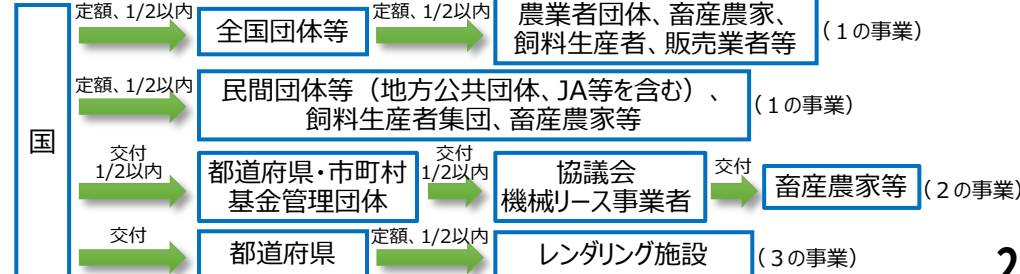
2. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）

飼料増産に必要な施設・機械の導入を支援します。

3. 肉骨粉利用促進事業

鶏・豚の飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



○ 飼料備蓄・増産流通合理化事業

【令和7年度予算概算決定額 1,760（1,820）百万円】
（令和6年度補正予算額（所要額）13,260百万円）

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、飼料穀物の備蓄や飼料輸送の効率化の実証、配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組を支援します。

<事業目標>

- 飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

<事業の内容>

1. 国産飼料増産対策事業

- ① 飼料生産組織の体制強化等支援
オペレーター確保のための募集活動、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。
- ② 国産濃厚飼料生産の推進
子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

- ① 飼料穀物備蓄
不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画（BCP）等に基づき実施する飼料穀物・飼料作物種子の備蓄や、関係者間の連携体制の強化、輸入先国の多様化の検討の取組を支援します。
- ② 飼料流通・製造合理化
飼料輸送の効率化に資する実証等の取組、配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組を支援します。

国産飼料生産・利用拡大緊急対策

【令和6年度補正予算額】（所要額）13,260百万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業

① 飼料生産組織の体制強化等支援

人材確保・育成

- ・就職説明会への参加
- ・研修の実施
- ・免許取得

等

人員・機械の有効活用

- ・オペレーターの相互派遣
- ・機械の共同利用

等調査

飼料生産組織の体制強化による国産飼料の生産作業受託や生産・販売の拡大

② 国産濃厚飼料生産の推進

子実用とうもろこし

未利用資源

・子実用とうもろこし等の生産技術の実証・普及
・未利用資源等の利用技術の実証・普及

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

① 飼料穀物備蓄

- 飼料穀物等の備蓄（定額、1/3以内）
配合飼料製造業者等が実施する飼料穀物等の備蓄の取組を支援
- 配合飼料の緊急運搬（定額、1/2以内）
国内の災害時等に、配合飼料供給困難地域への緊急運搬を支援
- 関係者間の連携体制の強化や輸入の多様化の検討（定額）
平時における関係者の連携体制の強化や輸入先国の多様化の取組を支援

② 飼料流通・製造合理化

- 飼料輸送の効率化実証（定額、1/2以内）
センサーやタンク蓋開閉装置等を用いた飼料の在庫・配送管理等の効率化実証等を支援
- 配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組（定額）
事業再編に向けた検討会の開催や調査、計画策定の取組を支援

【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局飼料課（03-6744-7192）
（2の事業）飼料課（03-3591-6745）

○ 草地関連基盤整備＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 333,139（332,623）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**します。

＜事業目標＞

- 飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）
- 飼料作付面積の拡大（89万ha〔平成30年度〕→117万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

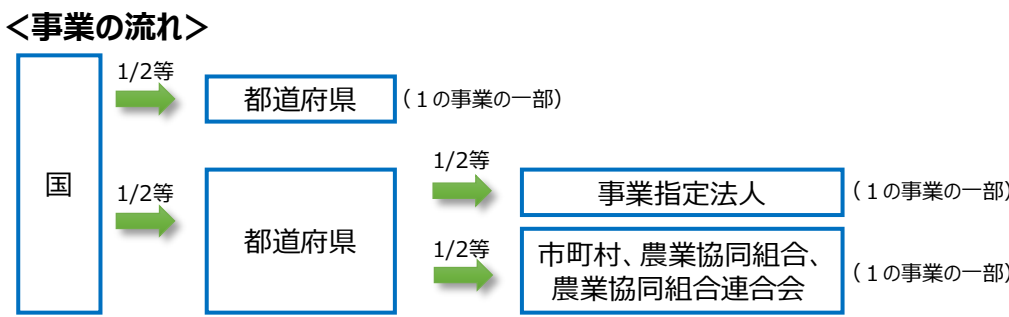
- 1. 大型機械化体系に対応した草地整備**

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施します。

〔【主な工種】暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等〕
- 2. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善**

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の湛水被害等に対処する整備**を実施します。

〔【主な工種】整地、暗渠排水、排水施設 等〕



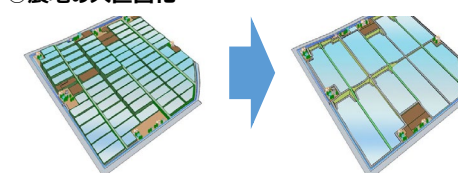
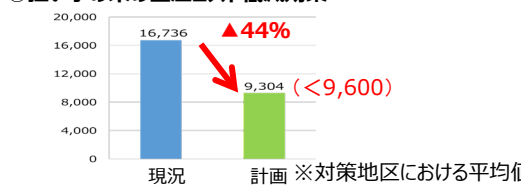
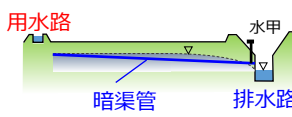
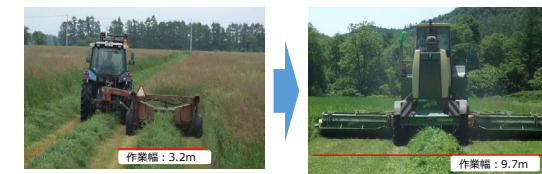
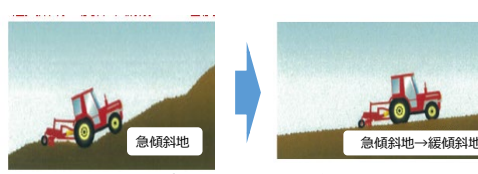
※ 1 1の事業で、令和7年度申請分から、地域計画の策定を要件化・一部メニューの申請書類を簡素化

※ 2 2の事業は直轄で実施（国費率3/4）

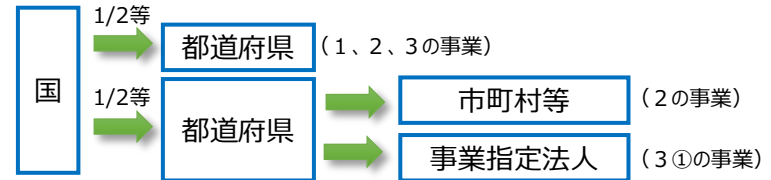
【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局飼料課（03-6744-2399）
（2の事業）農村振興局防災課（03-3502-6430）

＜対策のポイント＞
「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に則し、**農畜産業の体質強化**を図る観点から、**担い手への農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減**など**農畜産業の競争力向上**に必要な**生産基盤整備**を実施します。

- ＜事業目標＞
- 担い手の米の生産コストの削減（9,600円/60kg以下、かつ、おおむね10%以上）（1の事業）
 - 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合（おおむね8割以上）、かつ、高収益作物の生産額の増加（おおむね10%以上）等（2の事業）
 - 飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）（3の事業）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 地域計画を策定した区域において、担い手への農地集積・集約化を加速し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等を図るため、スマート農業に適した農地の大区画化や排水改良、水管理の省力化等を推進します。 2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進 高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、スマート農業に適した農地の区画拡大、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。 3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等の整備を推進します。 ①大型機械化体系に対応した草地整備事業 ②家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備 ③泥炭地帯における草地の排水不良の改善	1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 ○農地の大区画化  ○担い手の米の生産コスト低減効果  2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進 ○水田の汎用化・畑地化 排水改良のイメージ  水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備 ○畑地・樹園地の高機能化  3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進  大型機械化体系に対応した草地整備  生産性向上のための緩傾斜化

＜事業の流れ＞ ※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）



【お問い合わせ先】

(1及び2の事業)	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)	
	(2の事業)	水資源課	(03-3502-6246)
	(3②の事業)	水資源課	(03-3502-6244)
	(3③の事業)	防災課	(03-3502-6430)
	(3①の事業)	畜産局 飼料課	(03-6744-2399)

○ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和6年度補正予算額 1,500百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出目標額5兆円の達成に向け、畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の育成・設立、コンソーシアムが実施する商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組む体制（コンソーシアム）の設立、コンソーシアムが実施する商談や産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援します。

2. 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

コンソーシアムが実施する輸出先国における基準やニーズに対応するための調査、人材育成、設備の改良等の取組を支援します。

3. アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業

生産農場や食肉処理施設におけるアニマルウェルフェア（AW）に配慮した牛の取扱い状況の改善や米国等向けの食肉処理施設における血斑発生低減に向けた取組を支援します。

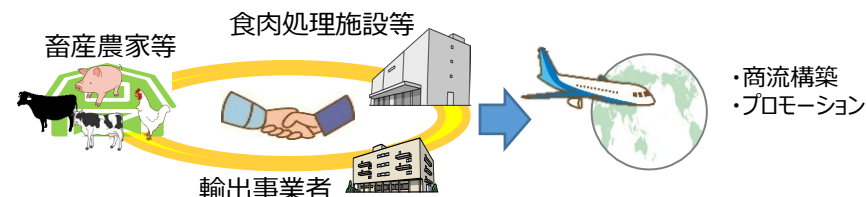
4. 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

産地が本格的な輸出開始に先駆けて行う、コンソーシアムの設立に向けた取組、商流構築のためのマーケット調査、試験輸出等の取組を支援します。

5. 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証支援事業

輸出先国やマーケットの需要に沿った畜産物の品質保持・流通方法等に係る試験・実証の取組を支援します。

1. コンソーシアムの設立・運営



2. 輸出先国の基準に対応するための取組



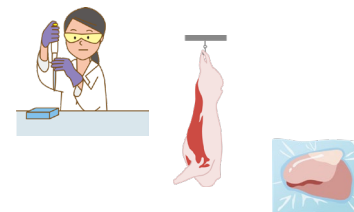
3. AW対応や血斑発生低減の取組



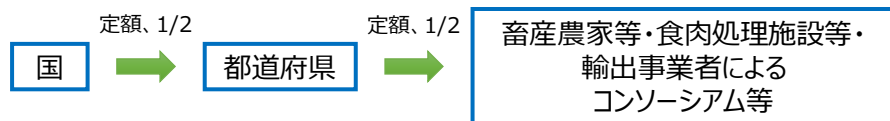
4. 新たなコンソーシアムの育成



5. 品質や流通に係る試験・実証



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業【令和7年度予算概算決定額 123（152）百万円】
（令和6年度補正予算額 5,012百万円）

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

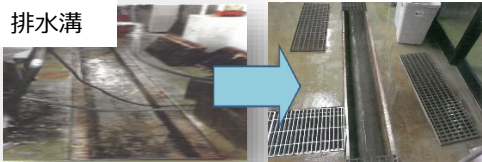
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

- 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。
- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
 - ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
 - ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

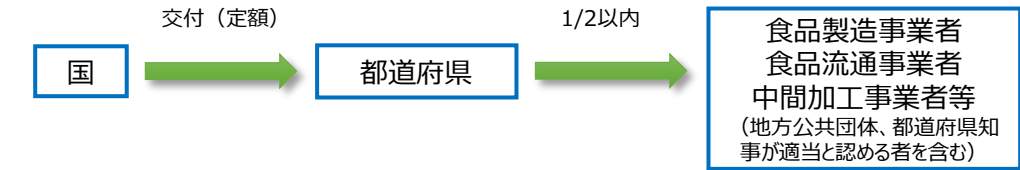


厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



（関連事業）
食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
1,242（2,415）百万円の内数
【令和6年度補正予算額】 12,267百万円の内数

- ① 食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。
- ② 輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

○ 畜産・酪農経営安定対策

【令和7年度予算概算決定額（所要額） 230,341（229,626）百万円】

＜対策のポイント＞

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

＜政策目標＞（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

- 生乳生産量の増加（728万トン〔平成30年度〕→780万トン〔令和12年度まで〕）
- 牛肉生産量の増加（ 33万トン〔平成30年度〕→ 40万トン〔令和12年度まで〕）等

＜事業の全体像＞

○ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 38,463（37,748）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（A L I C）を通じて対象事業者に対し、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,659百万円）と合わせて補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

加工原料乳生産者経営安定対策事業 所要額 5,948（5,948）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

養豚経営対策

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）所要額 16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金
優良和子牛生産推進緊急支援事業 所要額 66,227（66,227）百万円

・肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。
・市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）所要額 97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 所要額 5,174（5,174）百万円

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。併せて、鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

事業実施主体 （一社）日本養鶏協会

＜対策のポイント＞
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

＜政策目標＞
生乳の生産量の増加（728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕）※ （※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

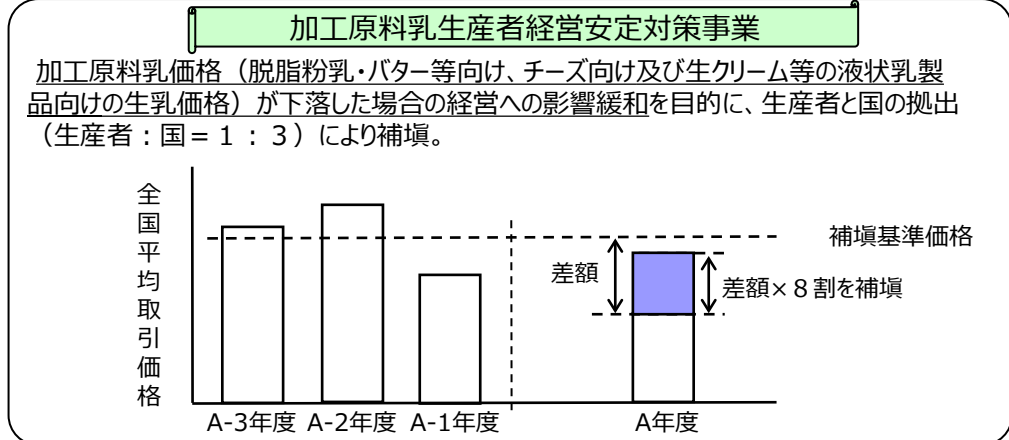
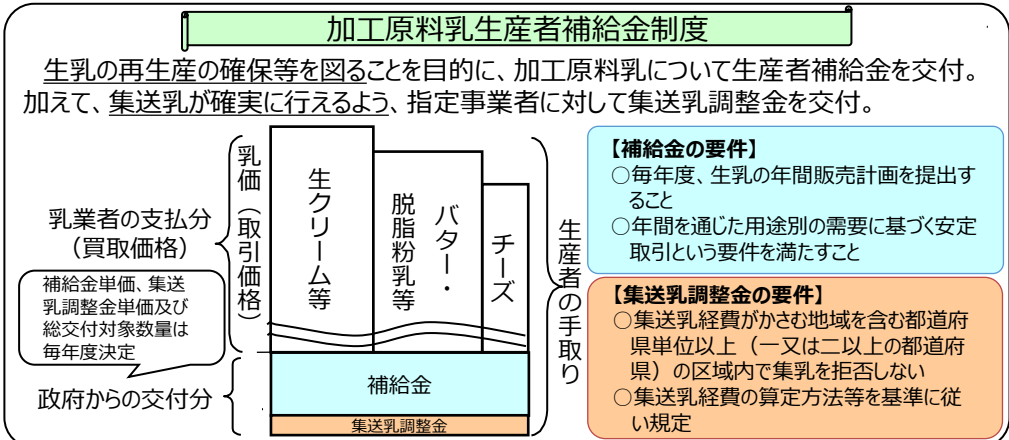
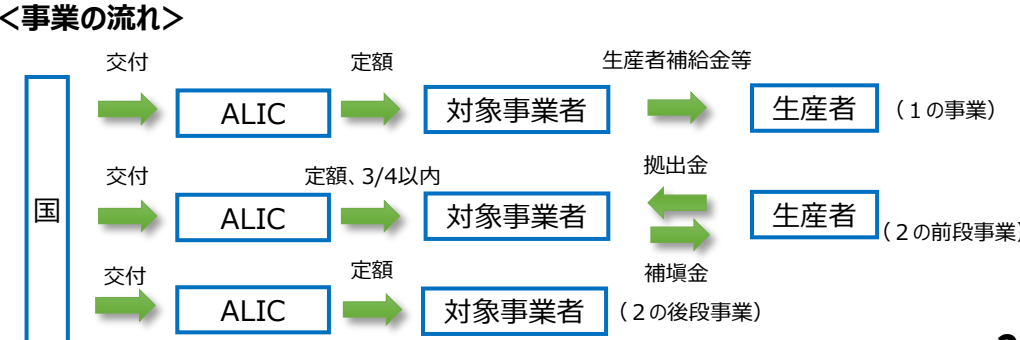
1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付
(所要額) 38,463 (37,748) 百万円

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,659百万円）と合わせて加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

○ 令和7年度加工原料乳価格関連対策総額（事務費を除く額）	40,044百万円
・ 加工原料乳生産者補給金等	38,415百万円
・ バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（ALIC事業）	1,629百万円

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填
(所要額) 5,948 (5,948) 百万円

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施するとともに、経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。



○ 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和7年度予算概算決定（所要額）163,953（163,953）百万円】

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

＜政策目標＞

牛肉の生産量の増加（33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕）※ （※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

＜事業の内容＞

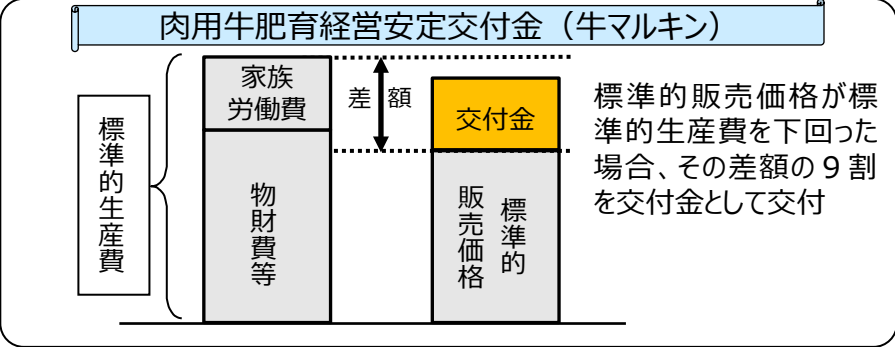
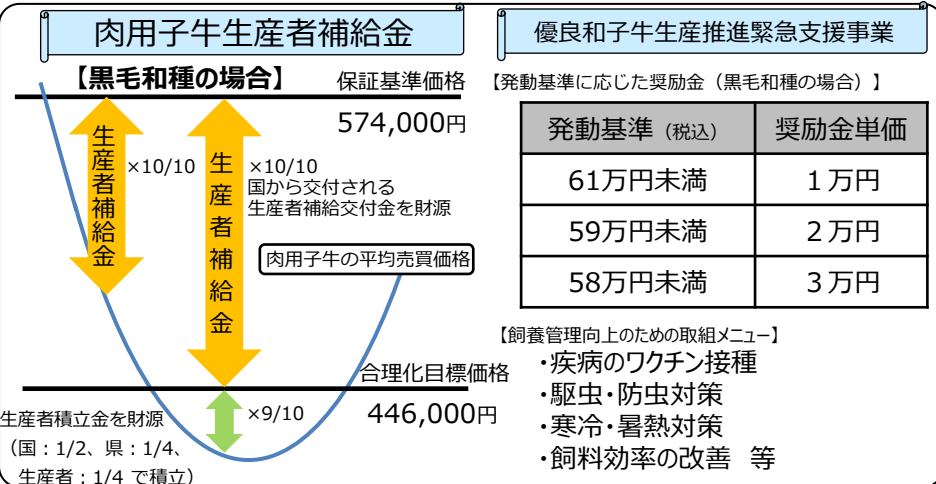
1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援（所要額）66,227（66,227）百万円

- ①肉用子牛生産者補給金
肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。
- ②優良和子牛生産推進緊急支援事業
市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を交付します。

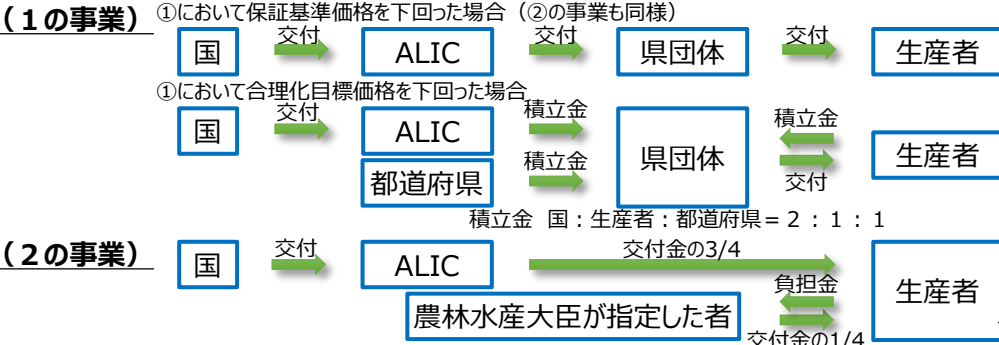
2. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。）。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（2の事業）企画課（03-3502-5979）

○ 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和7年度予算概算決定額

養豚	(所要額)	16,804	(16,804)	百万円
採卵養鶏	(所要額)	5,174	(5,174)	百万円

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
(CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補填率等の引上げを実施。(平成30年12月))

<政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t[平成30年度]→92万t[令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

<事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

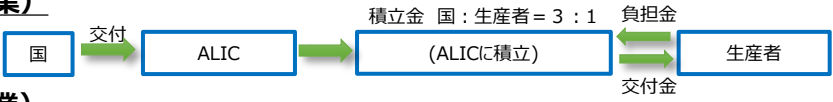
肉豚経営安定交付金(豚マルキン) (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。)

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

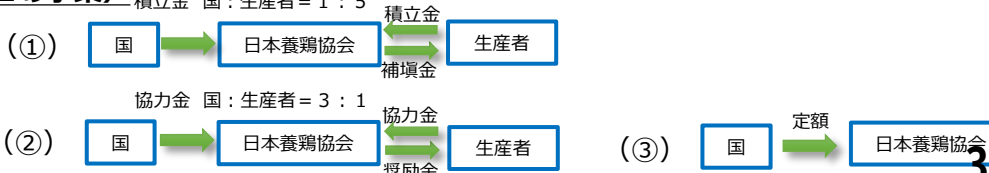
- 鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円
- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
 - ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
 - ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業の流れ>

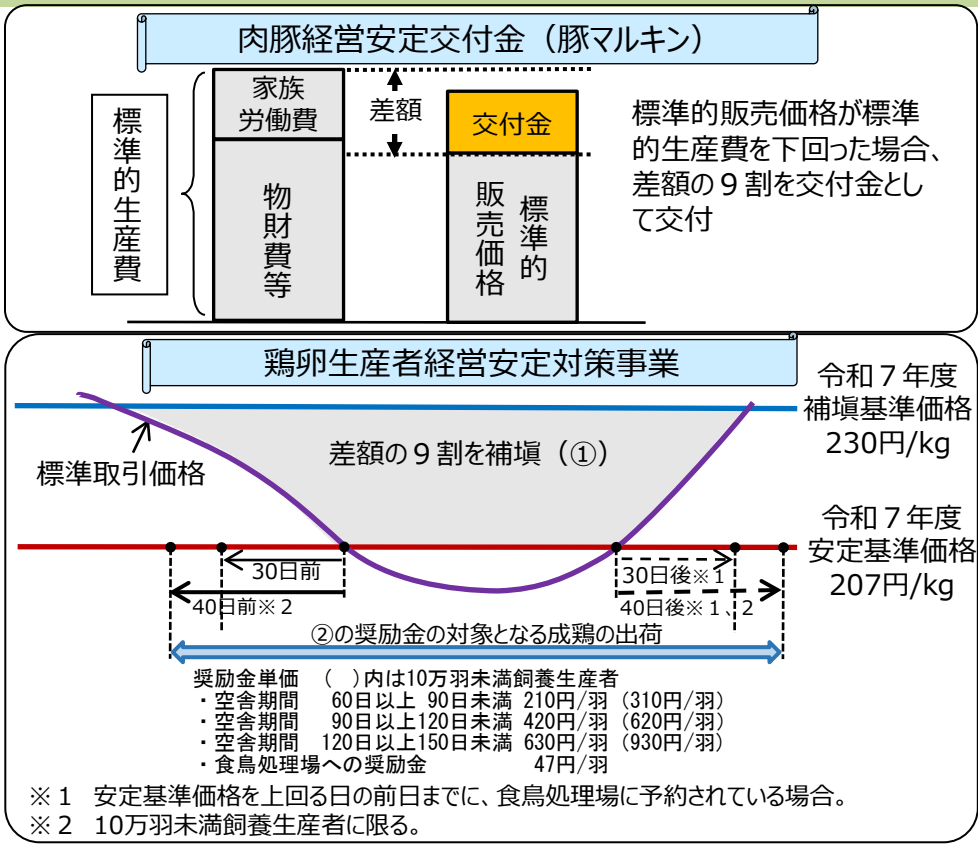
(1の事業)



(2の事業)



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
(2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)